

竹島の領土権の早期確立について

【内閣官房・内閣府・総務省・外務省・文部科学省】

提案・要望の内容

- 1 平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早急に具体化を図ること。
 - (1) 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。日韓両国政府間で行われる排他的経済水域（EEZ）の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。
 - (2) 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。
- 2 学校教育において、竹島問題が積極的に扱われるよう、学習指導要領において竹島を取り上げること。

【現状と課題】

- 竹島の韓国における不法占拠
竹島は、韓国の警備隊員の常駐など、50年以上にわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況になっている。
- 北方領土問題に比較して、国における広報啓発活動がきわめて不十分
北方領土問題においては、国には「内閣府北方対策本部」があり、また「北方領土の日」の制定や広報啓発施設である「北方館」なども設置され、全国的な広報啓発活動が定着している。
- 「竹島の領土権の早期確立に関する請願」が衆議院、参議院で採択



国際司法裁判所における解決を含めた外交交渉の展開及び国における所管組織の設置と啓発活動の取組を求める請願が、平成18年6月16日に採択された。これを受け、内閣から処理経過が衆参両院に報告された。



▼衆議院本会議で賛成多数で請願採択
(平成18年6月16日)

〔提供〕山陰中央新報社

【本県の取組状況・方針】

○ 「竹島の日を定める条例」の制定に伴う啓発活動の実施

県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立を目指した運動を推進し、国民世論の啓発を図ることを趣旨とした条例が制定され、この趣旨に沿った啓発活動を実施する。

竹島の日：2月22日

公布・施行：平成17年3月25日

○ 竹島担当専任職員の配置

平成18年4月から、竹島問題を担当する課長級専任職員を配置した。

○ 竹島資料室のオープン

平成19年4月に竹島関係歴史資料などを保管・整理・閲覧する「竹島資料室」を開設した。



第2回目を迎えた「竹島の日」記念式典で挨拶する知事、来賓の島根県選出国會議員
(平成19年2月24日)

啓発標語入りの「竹島資料室」看板の除幕をする知事、議長、竹島議連会長
(平成19年4月19日)

○ 日韓自治体間の交流に対する基本的姿勢

領土問題はすぐれて国家間の問題であるが、問題があるからこそ、自治体間の友好交流関係は普遍的なものとして親密にすべきである。お互いに冷静に理解しあう成熟した関係が構築できるよう、韓国側に対して理性的な対応を呼びかけ続ける必要がある。

【提案要望の効果】

- 竹島問題に係る国民世論の啓発が図られ、日韓両国において外交交渉が進展し領土権の早期確立に繋がる。